

領解授手印徹心抄

書下文

△凡例

- (一) 本訓読は、林彦明校訂『昭和新訂 三巻七書 全』(第四版、昭和十八年、総本山専修道場)を底本とした。
- (二) 漢字表記は、平易を旨とし可能なものは常用漢字に改めた。
- (三) 本訓読中、改行は内容に応じて適宜施した。

りょうげじゅいんてつしんしよう 領解授手印徹心抄

と問う、本に『領解末代念佛授手印抄』と云える意、如何。答う、この題名においてまず能所を分け、次に義意を弁ず。能所とは、謂く、「領解」・「抄」の三字は、これ能領なり。「末代」等の七字は、これ所領なり。義意とは、「領」はこれ領納すなわち受の心所なり。「解」はこれ解知、すなわち勝解の心所なり。言は、『末代念佛授手印』を領納し解知する故なり、故に「領解末代念佛授手印」と云う。「抄」というは、疏なり、「授手印」の不審の茂きを疏す。故に「抄」と云うなり。云また「領解」とは、所聞の師説、ただちに深義を納知す。これを「領解」と云う。彼の『法華』の中の正説と領解と述成と授記と歡喜の五段、次第相連するがごとく、今もまた爾なり。正説は本の手印、故に『授手印』について今すなわちその領解分を挙げる。述成、授記等は、今の『抄』の奥の師の合点に当たる。云「多瑞夢告」とは、彦山の住侶の夢に云く、「聖光房の製作の『授手印』は末代に光を放つべき書なり」と。云「起自真言」等とは、外五脳の印、これなり。ただし信法は半印なり、伝法は両印なり。云「世間王法猶有」等とは、輪王の太子の受禅の時、この

儀有り。また『日本記』に深き習い事有り。神璽「答寛狭有異」等とは、上上の誦誦は寛く顯密に通す。故に「寛」と云う。正行の誦誦は狭く三部に局る。故に「狭」と云う。ただし彼の上上は雑多に依る。故に簡別無きに依る。故に雑行と云う。云

三心横堅の事、次第不次第の三心、常のごとし。云云

「至誠心」等とは、今この三心の料簡は、文言広多にして義理細密なり。この段を分けてしかも一と為す。一には初めより「成十六種四句也」に至るまでは、正しく三心種種の四句を釈す。一には「問上來」より、下「用策三心」に至るまでは問答決疑す。初めの中にまた一あり。一には初めより「誠心而已」に至るまでは、正しく十種の四句を釈す。一には「若復欲委」より下は、広く十六種の四句を挙ぐ、起尽み見るべし。今すなわち初めなり。「虛実俱具心」等とは、問う、ある人の云く、「一向多少四句の中において、虛実俱具と半実半虚とは不定往生なり、多実少虛はもしは往生すべし、とともにこれ三心具の不生なり」と。云云 この義如何。答う、およそ三心具の不生を言わば、浅深厚薄を論ぜず、純淨三心の人に付いて不生の類有らば、これを出して論ずべし。然るにこの人は半実半虚にして正しく三心具には非ず、何ぞ

心具不生と云わん。多実少虚すら、すでにこれ心具に非ざるが故に不定往生なり、いわんや半実半虚をや。知んぬ、所論の限りに非ず。云問う、「半実半虚不定往生」とは、その義如何。答う、多実少虚の人、もし少虚の時、命終せば、往生すべからざるの義、下に委しくこれを釈す。これもまた爾る所以は何となれば、命終の時において、半虚少虚の心、現前せざるが故に。また半虚少虚の不生なるは、虚心の不生にしてしかも実心の不生には非ず。所以は何となれば、命終の時において、半实多実の心、現前せざるが故に、ただこれ虚心の不生にして実心の不生には非ず。何ぞ心具の不生といわんや。云「非虛非实未帰淨土」等とは、この虚実四句の中において、第四の非の句にすなわち一種の人有るべし。一には、いまだ淨土の安心に帰せざる聖道門の人。二に、いまだ淨土の安心に帰せざる世間法の人なり。信疑の四句、西余の四句中の非の句も、またまたかくのことし。云「纔擧七種」等とは、至誠心の三種の四句と、深心の信疑と始終との一種の四句と、回向心の願行とならびに西余の四句と、総合すれば七種の四句なり。「今作十種」等とは、三心に各三種の四句とならびに願行の四句と総合すれば、十種の四句なり。三心に各三種なることは、至誠心の虚実と多少と始終との三種に准依

するが故に、「亦准至誠心」と云うなり。「三心各得一種四句」等とは、上の一向虚実の句を以て多少の句に對するに、すなわち始終の句を以てす、ここにおいて二種の四句有り。委細は文のごとし。云「已上六種四句」等とは、一向の句を以て多少に對して始終の句を以てするに、虚実と信疑と西余と各各二種の四句を成す、故に六種の四句と云うなり。「合成十六種四句」等とは、上の三心に各三種の四句と、ならびに願行の四句と、今の三心の各二種の四句と合すれば、一十六種の四句を成す。通計するに六十四転の句有るなり。云問う、「上来所挙」等とは、自下は問答決疑なり。すなわち十一番の問答有り。中において、初めの一番は四句の同異を問答す。次の二番は四句の相對を決疑す。次の二番は四句の混乱を了別す。已上の四番は、ならびに三心に亘つてこれを釈成するなり。

四番は、ならびに三心に亘つてこれを釈成するなり。

五番は、多実少虛の生不を決択す。已上の三番は、ならびに至誠心の釈なり。

六番は、疑心往生を決す。次の二番は、「十住論」と「礼讚」との相違を会す。已上の三番は、ならびに深心の釈なり。

七番は、廣く三心に亘つて、退不退有るに依つて釈成するに、四句の不同有ることを結す。この一番は、これ總結なり。云

「はじめの一一番の中に、「於初四句中」等とは、「はじめの四句」とはこれ一向の四句なり。

「以前の三句」とは、これ一向虚仮と一向真実と虚実俱具との心なり。「作次四句」とは多少の四句なり。「以前の一旬」とは、これ一向虚と一向実となり。「作後四句」とは始終の四句なり。
云

次に一番の中に、「初三次四相対」等とは、「はじめの三」とは、向のごとく一向虚と一向実と虚実俱具との心なり。「次四」とは多少の四句なり。言は、初めの前の三句を以て次の多少の四句を成す。その相対如何となり。「初一即次四」とは、初めの第一の一向の虚は、次の第四の多少俱虚の句に當る。

「初二即次三」とは、初めの第一の一向実は、次の第二の多少俱実の句に當る。「初三即次一二也」とは、初めの第三の虚実俱具は、次の第一の多虚少実と第一の多実少虚との両句に當る。「初四」とは、初めの第四の非虚非実にしてすなわち非の句なり、故に「更無所對」と云うなり。
云

「初二後四」等とは、初めの一向虚と一向実との一句を以て、後の始終の四句を成す、その相対如何となり。「初一即後四」とは、初めの第一の一向虚は、後の第四の始終俱虚の句に當る。「初二即後三」とは、初めの第二の一向実は、後の第三の始終俱実の句に當る。「若後一二直對初二」等とは、言は、もし後の第一の始虚終実と第一

二の始実終虚との両句を以て、ただちに初めの一一向虚と第二の一一向実との二句に対するに、その理、差有り。謂く、初めの第一第二は、一向虚実なれば、一句の内に雜わり無し。後の第一第二は、始終の虚実なれば、一句の内に雜わり有り、故に初めの第一の一一向虚と第二の一一向実とを合して、後の第一の句を成する。いわゆる始虚は一向虚に當り、終実は一向実に當る。

知んぬ、初めの第一と第二とを相、成じて、しかも後の第一の始虚終実の句を成する。これに翻するに、初めの第一第二の句を以て後の第一の句を成する。いわゆる始実は一向實に當り、終虛は一向虛に當る。これもまた初めの第一と第二との二句相、成じて、しかも後の第一の始実終虚の句を成する、故に「後一亦然」と云う。

云

「又始終合」等とは、これ別の義なり。この義の意は、始虛終実と始実終虚とを合論すれば、すなわち初めの第三の虚実俱具心の句に當る。云

上來四句の同異これを決するに、旦く至誠心を擧ぐ、これすなわち、後の二心これに准じて知るべきが故なり。云

次の一一番の中に、「但有少乱」とは、多少始終相対、相、成するが故に、重言に似たるの句有り、ただこれ四句を成せんが為なり、故に「更非尽理」と云う。云

次の一一番の中に、まず問ひの意は、「虚実俱具」の一旬に二心兼ね具す。始終の句の中の始虛終実と始実終虛との二句も、ともにこれ一心兼ね具す。もし爾らば何の別有りやとなり。次の答えの意は、虚実俱具の心は堅にして半虛半実なれば、初めより終りに至つて隨時不定なり。始虛終実の心と始实終虛心との二人は、横にして初後改變すれば、虚実決定す。すなわち横堅を以てこれを分別すべきとなり。云次の二番の問答の中に、初めの問答はただちに多実少虛の生不を決し、次の問答はこれ重難重答なり。初めの問ひの意は、たとい多実なりといえども、少虛の心有らば、全く至誠心に非ず。何ぞ「若可往生」と云わんやとなり。答えの意は、實心多きが故に命終の時において誠心全く具して往生す。これ少虛の心を具しながら、しかも往生するには非ざるなり。この問ひの意は、多実少虛は誠心不具なるが故に往生すべからずとこれを難ずるのみ。何ぞ多実少虛の「若可往生」の句を以て、心具不生の類に属せんや。もし多実少虛の人を以て、誠心具足すと意得ば、すなわち難じて、まさに多実少虛が誠心具足の人なれば、少虛有りといえども決定往生すべし。何ぞ「若可往生」といわんやと云うべし。今は然らず。一向に淨土に往生すべからずと云う。たとい少分なりといえども虛偽有るが故に、何ぞ情に任せても文に任せざるや。答えはまた問ひに順じて、しかも少虛の時命終せば往生すべから

ず、心不具なるが故に。多実の時命終せば、すなわち往生すべし、心具足の故に。しかも実心多きが故に、命終の時必ず実心現前す、しかも未定なり、故に「若可往生」と云うと述す。然ればすなわち、「若可往生」とは、これ心具不生の証には非ざるなり。

次に重難の意は、人命不定なり。もし少虚の心現前して命終せんに、云何して往生を得んとなり。答えの意はまた問端に順ず。本より少虚の時命終せば、誠心未具の人なり。實に往生すべからず。この義有る故に、この句の下において「若可」の註有りとなり。

「後二心准知」とは、多少信疑、多少西余、今に准じてこれを知るべし。次の二番の問答は、疑心往生を決す。常のごとし。次の一番の問答は、『論』と『釈』との相違を会す。常のごとし。後の一番の問答は、三心の退、不退を結す。常のごとし。五念門、四修、三種行儀。常のごとし。三心、五念、四修、皆これ称名なること、口伝のとくなるのみ。

りょうげ
領解授手印徹心抄

おくがき
奥書の下

本手印は、安貞一年戊子十一月一十八日、肥後の国、白川河の辺り、往生院において、御作なり。弁師上人六十七なり。その後九箇年を経て、嘉禎二年丙申九月八日、然師筑前の國、天福寺において初めて初めに弁師に謁す、師は七十五、然師上人三十八。明くる嘉禎二年丁酉十月十日の巳時に、筑後の國、善導寺において伝法伝戒畢んぬ。同七月六日、選んで付属の仁と為す。同八月一日、正しく璽書を賜う。同月三日、今この『領解』を草記す、弁師親りこれを見、これを合点せしめ畢んぬ、師は七十六、然師は三十九なり。善導寺とは、正しく光明寺と号す。而るに世人、常に善導寺（本尊釈迦）と云う、寺に善導堂有るが故なり。これ弁師上人、開山住持の寺なり。

明徳元年庚午十一月二十四日、然師五代弟子了誉、これを記す。

安譽雲潮
これを書く。二十二歳の時

（異筆）

弟子穏蓮社、授与せしめ畢んぬ

积道誉

花押

